(経済産業委員会)

入 札 談 合等 関与 行 為 の 排 除 及 び 防 止 に 関 する 法 律 案 (衆第三 号 つ (衆 議 院 提 出 要 旨

本 法 律 案 は、 入 札 談 合等 関 与 行 為 を 排 除 ŕ 及 び 防 止 する た め、 公 正 取 引 委 員 会 に ょ る 各省 各 庁 の 長 等 に

対 す á 入 札 談 合 等 関 与 行 為 を 排 除 す る た め に 必 要 な 改 善 措 置 の 要 求、、、 λ 札 談 合 等 関 与 行 為 を 行 つ た 職 員 に 対

す る 損 害 賠 償 の 請 求 当 該 職 員 に 係 る 懲 戒 事 由 の 調 查 関 係 行 政 機 関 の 連 携 協 力 等 に っ ١J て 定め ようとす

も の で あ つ て、 そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

一、定義

1 λ 札 談 合等」 لح は 国 地 方 公共 寸 体 又は 特 定 法 人 玉 又は 地 方公共 団 体 が 資 本 金 の二分 の 以 上

を 出 資 L て しし る法人) が、 λ 札 競 IJ 売 IJ そ の 他 競 争に ょ IJ 相手方 を選定す る方は 法 に より 行 う 売 買、 貸

借 請 負 そ の 他 の 契 約 の 締 結 に 関 ŕ 当 該 λ 札 に · 参加 Ū ようとする事 業 者 が 他 の 事 業 者 と共 同 し て 落 札

す ベ き者若 L < は 落 札 すべ き価 格を決定 ŕ 又は 事 業 者 4 [体が当 該 入札 に 参 加 しようとする 事 · 業 者 に

該 行 為を行 わせること等に より、 独禁 法 第三条又は 第八 · 条 第 項 第 号 の 規 定 に 違 反する行 為 を しし う。

2 λ 札談合等関与行為」 とは、 国若し くは地 方公共団 体 の 職 員又は 特定法人の役員若し くは 職 員 へ 以

職 員 という。) が 入札談合等 に関与する行為であっ て、 次 の い ず れ か に 該当する も の を しし う。

下

事 業 者 又 は 事 業 者 4 体 に 入 札 談 合等 を 行 わ せること。

契

約

の

相

手

方と

な

る

べ

き

者

を

あ

5

か

じ

め

指

名

することその

他

特

定

の

者を契約の

相手方となるべ

き者

(2)(1)

لح し て 希 望 す る 旨 の 意 向 を あ 5 か じ め 教 示 ŕ 又 は 示 唆 す ること。

(3)

入

札

又

は

契

約

に

関

す

る

情

報

の

うち

特

定

の

事

業

者

又

は

事

業

者

4

体

が

知

ることに

ょ

IJ

ت

れ

5

の

者

が

入

札

談 合 等 を 行 うことが 容 . 易 と な る 情 報 で あ つ て 秘 密 とし て 管 理さ れ て ١J る も の を、 特 定 の 者 に 対 L て 教

示 ŕ 又 は 示 唆 す ること。

各省 各 庁 の 長 等 に 対 す る 改 善 措 置 の 要 求 等

1 公 正 取 引 委 員 会 は、 λ 札 談 合 等 関 与 行 為 が あ ると認 めるときは、 各 省 各 I 庁 の 長、 地 方 公共 4 体 の 長 及

び 特 定 法 人 の 代表 者) 以 下 各省各 庁 の長等」 という。) に 対 ŕ 当 該 入札 談 合 等 関 与 行 為 を 排 除 する

た め に 必要 な 入札及び 契約 に 関 する事 務 に 係 る 改善措置 を講ずべきことを求めることができる。 ま た

既 に 当 該 行 為がなくなっ てい る 場合に お しり て ŧ 特 に 必 要があると認めるときは、 各 省 各 庁 の 長 等 に 対

当 該 入札談合等関 与行為 が 排 除されたことを確 保す るために 必要 な改 善措置を講ずべきことを求 め

ŕ

ることができる。

2 各 省 各 庁 の 長 等 ŭ 公 正 取 引 委 員 会 か 5 改 善 措 置 を 講じ ることを求め 5 れ た ときは 必 要 な 調 查 を 行

ľί 当 該 λ 札 談 合等 関 与 行 為 が あ ı) 又は あっ たことが 明 5 か となっ たと きは 当 該 調 查 の 結 果 に 基 づ

11 て、 当該 入 札 談 合 等 関 与 行 為 を 排 除 ŕ 又 は 当該 入 札 談 合 等関 与 行 為が 排 除 さ れ た ことを 確 保 す る

め に 必 要と 認 め る 改 善 措 置 を 講 じ な け れ ば な 5 な ١Ì ま た 調 查 の 結 果及 び 改 善措 置 の 内 容 を 公 表 す

る

た

とと も に 公 正 取 引 委 員 会 に 通 知 し な け れ ば な 5 な ١١

三、職員に対する損害賠償の請求等

各 省 各 庁 の 長 等 は、 当 該 λ 札 談 合 等 関 与 行 為 に ょ IJ 玉 一 等 に 損 害が 生じ たと認め るときは 当 該 λ 札 談 合

等 関 与 行 為 を 行 つ た 職 員 $\overline{}$ 以 下 当 該 職 員 とい , う。) の 賠 償 責 任 の 有 無 及 び 国 等 に 対 す る 賠 償 額 に つ L١

て も 必 要 な 調 查 を 行 Γĺ そ の 結 果、 当該 職 員 が 故 意 又は 重 大 な 過 失に より 国 等 に 損 害 を与え た ح 認 めると

き ば 当 該 職 員 に 対 ŕ 速 ゃ か に そ の 賠 償 を 求 め な け れ ば な 5 な 1,

四、職員に係る懲戒事由の調査

1 各 省 各 庁 の 長等は、 当 該 職 員 に対 U て懲戒処分をすることができるか否かに うい て必要な調 查 一を行 わ

な け れ ば な らな l, ただし、 当 該 職 員 の 任 命 権 を 有 U ない · 場 合は、 任命権· 者 に 対 ŕ 公 正 取 引 委員 会か

5 改 善 措 置要 求 が あ つ た旨 を 通 知す れ ば 足りる。

2 1 の ただし書きによ IJ 通 知 を受け た 任 命 権 者 ば 当該 職 員に 対 b て 懲戒処分をすることができるか否

かについて必要な調査を行わなければならない。

五、指定職員による調査

各 省 各 庁 の 長 等 又 は 任 命 権 者は、 そ の 指定する職員 に当 該 入札談 合等関. 与 行 為等に 関する調 查 一を実 施

せなければならない。

六 関 係 行 政 機 関 の 連 携 協 力 及び 運 用 上 の 配 慮

玉 の 関 係 行 政 機 関 は、 入 札 談 合等関 与 行 為 の 防 止 に 関 Ų 相互に 連 携 を図り ながら協 力することとし、

ま た、 法 律 の 運 用 に当たっ て は λ 札及び契約 に . 関 す る事 務 を 適 正 に実施す る ための 地方公共団体等の自

主的な努力に十分配慮しなければならない。

七、施行期日

こ の 法 律は、 公布の日から起算して六月を超えない 範 囲内において政令で定める日から施行する。

さ